

株式会社 長崎新聞グローバル

許可番号：42-ユ-300168

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月未満で、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月以上、3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後3ヶ月以上、6ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 30% |

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。